

飾磨工場跡地における土壌調査結果と今後の対応について

2017年5月23日

大阪ガス株式会社

大阪ガス株式会社（社長：本荘 武宏）は、姫路市における高圧パイプラインの建設に伴い、飾磨工場跡地（姫路市飾磨区中島字濱崎新田）において工事を行うため、「土壌汚染対策法」に基づき、土壌調査を実施いたしました。調査の結果、「土壌汚染対策法」の基準を上回る特定有害物質（砒素）が検出されたため、姫路市に調査結果について報告し、本日、「形質変更時要届出区域」*1の指定を受けました。

*1 土壌汚染対策法に定められた、土壌の汚染状態が基準に適合しない土地のうち、周辺で地下水の飲用利用等がなく、健康被害が生じるおそれがないため、ただちに汚染除去等の措置が不要とされる区域で、掘削等土地の形質を変更する場合において届出が必要となる区域。

敷地内の土壌調査の結果、含有量基準を超える物質は検出されませんでした。一部の地点で溶出量基準を超える砒素が検出されました。なお、敷地内周辺部の地下水調査の結果、地下水基準を超える物質は検出されませんでした。

「土壌調査結果 最大値（溶出量）」

項目	最大値	溶出量基準*2
砒素	0.018mg/L	0.01mg/L以下

*2 汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康リスクに対して定められている基準。砒素については、一生涯(70年間)1日2リットルの地下水を飲用し続けても、健康に対する有害な影響がない濃度として設定された基準値。

敷地内は現在立入禁止になっております。また、土壌が含有量基準に適合していること、および敷地内周辺部の地下水が基準に適合していたことから、周辺的生活環境への影響はないものと判断しております。

飾磨工場跡地では、昭和4年から昭和45年まで石炭を原料とした都市ガスを製造していましたが、砒素の使用の履歴はありません。従って、汚染の発生原因は特定できておりません。

今後、汚染が確認された範囲の土壌を搬出する場合は、関係法令に従い適正に処分します。

また、工事にあたりましては、周辺住民の皆さまのご理解・ご協力をいただきながら、ご迷惑をおかけすることのないよう対応していきたいと考えています。

以上

飾磨工場跡地概要

- 所在地：姫路市飾磨区中島字濱崎新田（約5,200m²）
- 操業履歴：昭和4（1929）年 操業開始（山陽瓦斯株式会社）
昭和20（1945）年 大阪ガス株式会社に合併
昭和45（1970）年 石炭ガス製造設備停止
- 現 状：ガス供給施設等
- 位置図



出典：国土地理院図（電子国土WEB）

調査概要

1. 土壌調査

1-1 概要

- 1) 調査期間：平成28年11月～平成29年2月
- 2) 調査済範囲：約2,540m²（土地改変部）
- 3) 調査対象物質：シアン化合物、ベンゼン、セレン、砒素

1-2 結果

土壌汚染対策法による汚染のおそれの分類を行い、調査を実施した。

- 1) 含有量：すべて基準適合
- 2) 溶出量：一部の地点で砒素が基準不適合

表 土壌調査結果(溶出量)

対象物質	最大値	溶出量基準	基準不適合 10m 格子数 /全 10m 格子数
砒素	0.018 mg/L	0.01 mg/L 以下	5/31

2. 地下水調査

周辺環境への影響の確認のため、敷地内周辺部の地下水観測孔にて、地下水調査を行った。

2-1 概要

- 1) 調査時期：平成29年2月
- 2) 調査数量：4箇所
- 3) 対象物質：砒素

2-2 結果

全地点で基準適合

以上